

仕様書

1 案件名称

令和8年度 大正区役所庁舎内トイレの消臭芳香設備賃貸借

2 数量

20 台

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所（設置場所）

大阪市大正区役所（設置場所は別紙設置場所一覧・図面のとおり）

5 業務内容

- (1) 消臭芳香設備を壁面に設置する場合、落下しないようにすること。
- (2) 成分については、消臭と芳香を兼ね備えること。
- (3) 消臭芳香設備の能力は、昼夜に関わらず効果を持続させられるものとし、トイレ一箇所につき一台の機器で効果を得られるものとする。
- (4) 消臭芳香剤については、過度な使用量とならないようにすること。
- (5) 消臭芳香剤がトイレ利用者に直接降りかからないよう、設置すること。
- (6) 消臭芳香剤は、定期的に補充または交換し、効果を切らすことがないようにし、交換日は前日までに発注者の監督職員に報告すること。
- (7) 設置機器に関しては、盗難等の被害を受けないよう十分な対策を講じること。
- (8) 設置機器に不具合が生じた場合は、速やかに交換を行うこと。
- (9) 設置及び撤去作業については、発注者の監督職員と日程調整を行うこと。
- (10) 機器設置時に、発注者の監督職員に操作説明を行うこと。
- (11) 本市の都合により設置場所を庁舎内の別の場所に移動することがある。

6 留意事項

受注者は、消臭芳香設備の供給都度、その内容及び数量について、発注者の監督職員の点検・確認を受けること。その際、納品書等を発注者の監督職員に提出すること。

7 その他

- (1) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- (2) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (3) 保守以外（機器の据付等のことを言う。以下同じ）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (4) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (5) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記（1）の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。
- (6) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。また、業務遂行については適切な安全対策を施し、業務遂行上の労働災害の適用については受注者の負担する保険とする。
- (7) 本仕様書に疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (8) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」「グリーン配送に係る特記仕様書」「不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書」「生成 AI 利用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (9) 契約の締結については、令和 8 年度予算が成立したときとする。

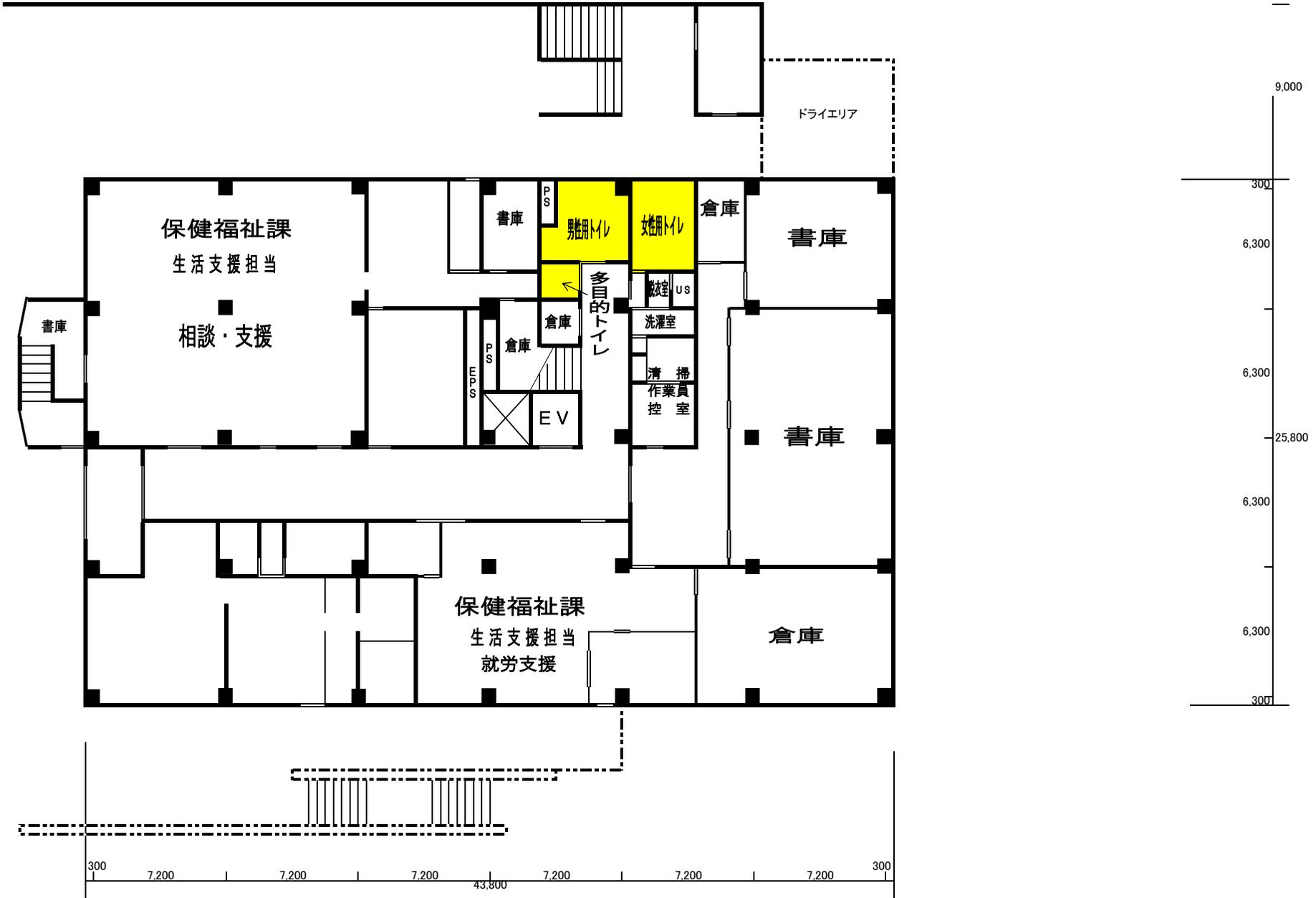
8 問い合わせ先

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 神野
〒551 - 8501 大阪市大正区千島 2 丁目 7 番 95 号
TEL : 06 - 4394 - 9951
FAX : 06 - 6553 - 1981
メールアドレス : th0001@city.osaka.lg.jp

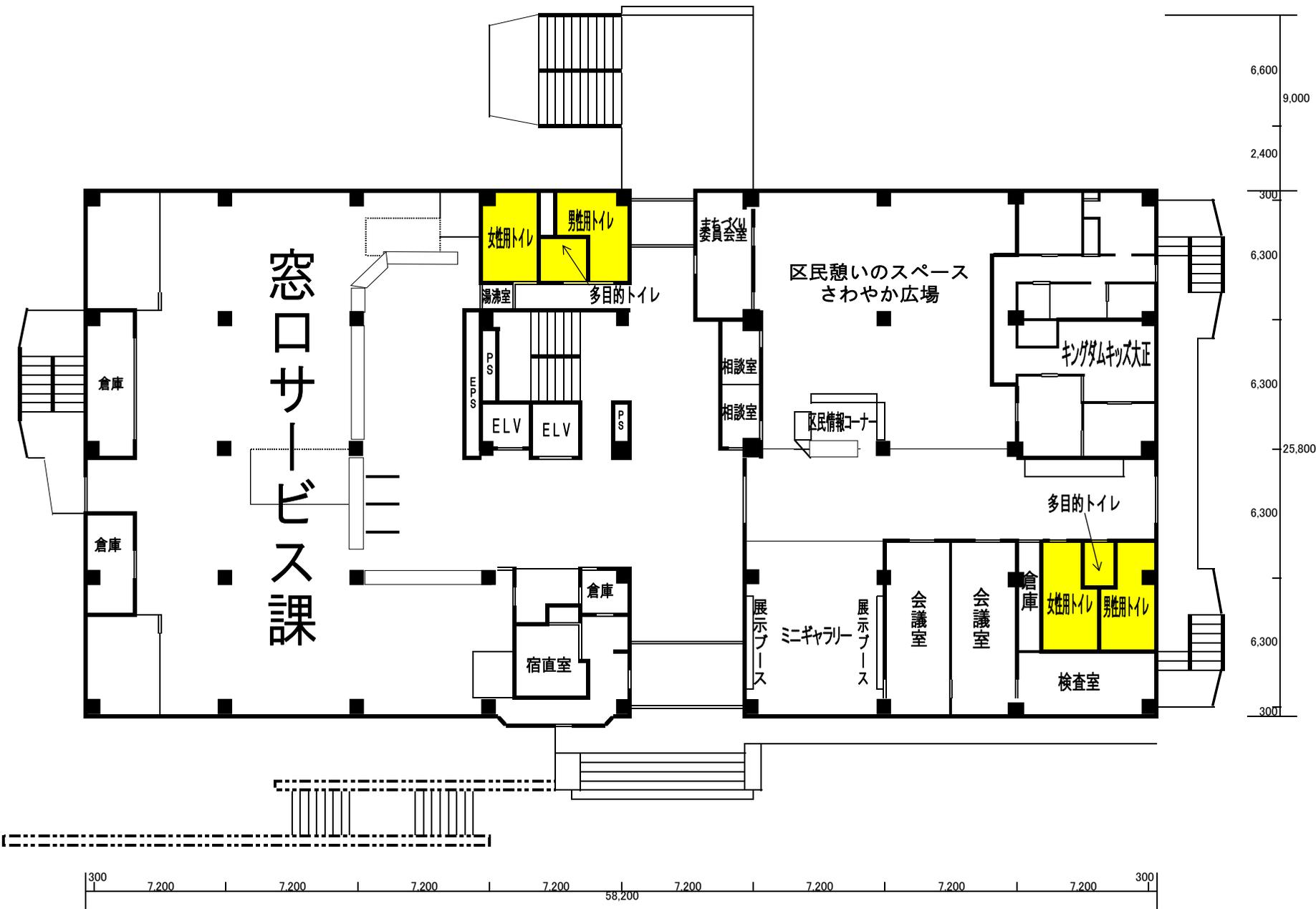
トイレ消臭芳香設備設置場所一覧

1階	男性用トイレ1箇所・女性用トイレ1箇所・多目的トイレ1箇所	計3箇所
2階	男性用トイレ2箇所・女性用トイレ2箇所・多目的トイレ2箇所	計6箇所
3階	男性用トイレ2箇所・女性用トイレ2箇所・多目的トイレ1箇所	計5箇所
4階	男性用トイレ1箇所・女性用トイレ1箇所・多目的トイレ1箇所	計3箇所
5階	男性用トイレ1箇所・女性用トイレ1箇所・多目的トイレ1箇所	計3箇所

大正区役所庁舎1階 (平面図)



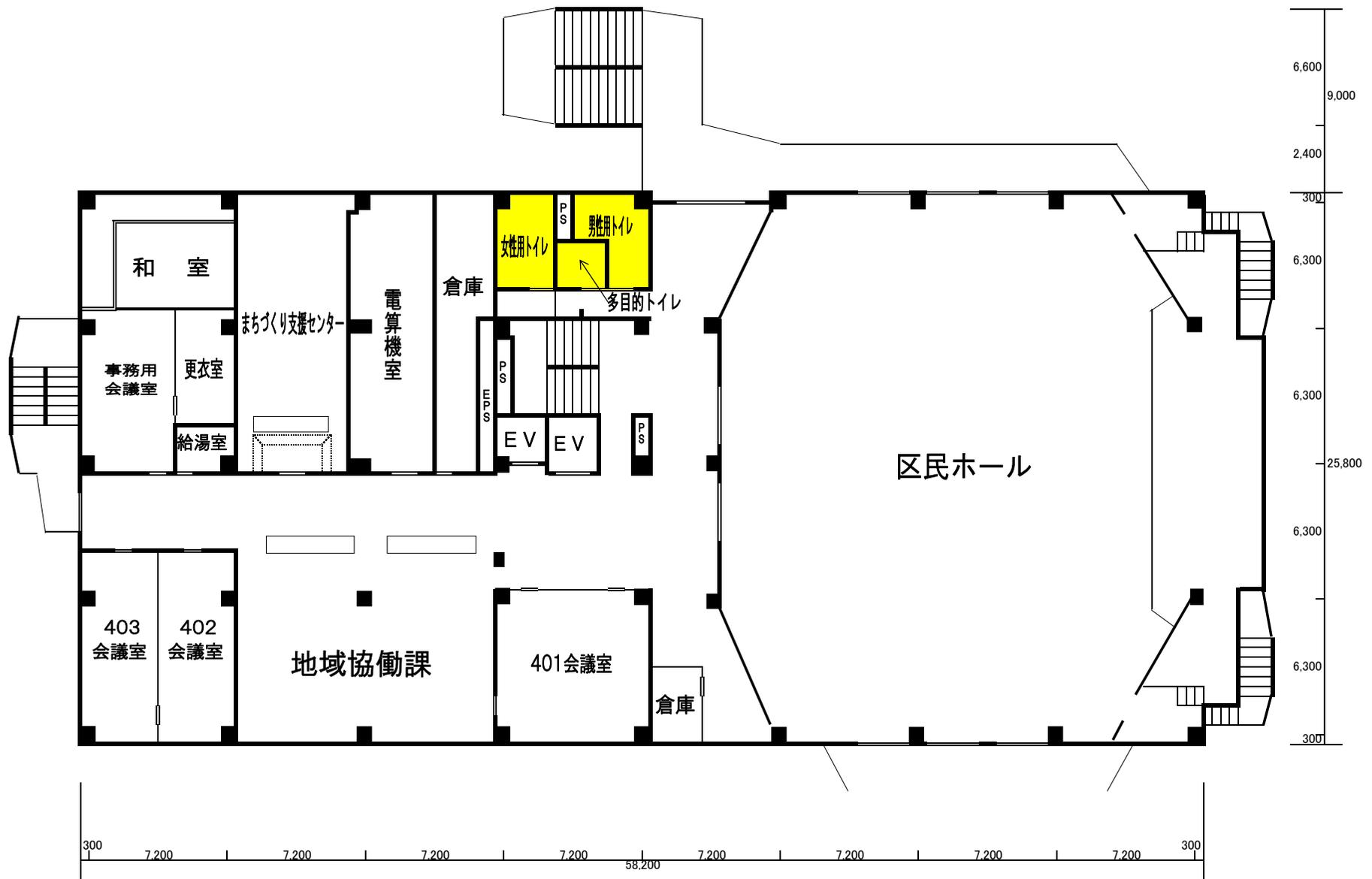
大正区役所庁舎2階 (平面図)



大正区役所庁舎3階 (平面図)



大正区役所庁舎4階（平面図）



大正区役所庁舎5階（平面図）

